

一般社団法人日本医学教育学会 役員選出規則

第1章 総 則

(適 用)

第 1 条 当法人（以下、「本会」という。）の役員は、本会の定款の定めることのほかは、この規則によって選出される。

(役員を選出時期)

第 2 条 本会の役員を選出は、4 年ごとに行う。ただし、理事については、定款第 27 条第 1 項の規定に基づき、選出後 2 年後に開催される社員総会において再任の承認を受けることにより、4 年を 1 期として運用する。

(選出の方法)

第 3 条 理事（第 13 条に定めるものを除く）および監事の選出は、代議員による選挙によって行う。

(選挙の管理)

第 4 条 選挙の管理は選挙管理委員会が行う。

2 選挙管理委員会については別に定める。

(理事のクォータ制)

第 5 条 本会の多様性を高め、本会が医学教育をリードする学会として更に発展し、社会に貢献していくことを目的に選挙による理事にクォータ制を導入する。

2 具体的には、女性枠、一般医療機関枠（大学病院を除く医療機関）および非医師枠を設ける。

第2章 理事及び監事の選出

(理事及び監事の候補者)

第 6 条 代議員は、理事候補者になることができる。

2 70 歳未満の個人会員は、監事候補者になることができる。

3 理事又は監事候補者になろうとする者は、選挙管理委員会が定めた期日までに、氏名、会員番号、立候補しようとする枠（女性枠、一般医療機関枠、非医師枠）及び抱負を添えて電子申請による立候補をする。

(候補者の通知)

第 7 条 選挙管理委員会は、理事候補者、監事候補者の氏名、会員番号及び抱負を学会ホームページの会員専用ページに掲載する。

(理事選挙の投票方法)

第 8 条 代議員は、選挙管理委員会が管理する電子投票システムにおいて、選挙管理委員会が定める期日の午後 5 時までに電子投票を行う。

2 投票は、有権者 1 名につき 3 名以内とする。

3 選挙の期間（投票可能期間）は 2 週間以上を設定する。

(理事の選出方法)

第 9 条 以下に示す方法で 22 名を選挙による理事として選出する。

2 女性枠の候補者の得票上位 5 名を理事として選出する（5 名に満たない場合は欠員とす

る)。

- 3 次に、一般医療機関枠の候補者のうち、既に理事に選出された者を除く上位5名を理事として選出する（5名に満たない場合は欠員とする）。
- 4 次に、非医師枠の候補者のうち、既に理事に選出された者を除く上位2名を理事として選出する（2名に満たない場合は欠員とする）。
- 5 上記の各号で選出されなかった候補者のうち、得票上位から順に、欠員分を含めて22名となるよう理事を選出する。
- 6 当落に関わる得票数が同数の場合は、選挙管理委員会が、抽籤によって、その順位を決定する。
- 7 選挙管理委員会は確定された選挙結果（候補者の氏名、属性および得票数）を代議員に通知する。

（監事選挙の投票方法）

- 第10条 代議員は、選挙管理委員会が管理する電子投票システムにおいて、選挙管理委員会が定める期日の午後5時までに電子投票を行う。
- 2 投票は、有権者1名につき2名とする。
 - 3 選挙の期日（投票可能期間）は2週間以上を設定する。

（監事の選出方法）

- 第11条 電子投票による上位2名を監事として選出する。
- 2 当落に関わる得票数が同数の場合は、選挙管理委員会が、抽籤によって、その順位を決定する。
 - 3 選挙管理委員会は確定された選挙結果を代議員に通知する。

（欠員の補充）

- 第12条 選出された理事及び監事につき、その任期中に欠員を生じた場合、女性の候補者、一般医療機関の候補者、非医師の候補者、その他の候補者、それぞれの枠ごとに選挙における次点者を定め、繰り上げて補充することができる。それぞれの枠で次点者に該当する者がいない場合には、選出枠に関わらず得票数が上位の者をあてる。

（非選挙理事の選出）

- 第13条 理事長は、代議員の中から3名まで理事を推薦することができる。
- 2 理事長は、選挙理事を含め、女性5名以上、一般医療機関5名以上、非医師2名以上となるように非選挙理事を選考するように努める。
 - 3 前項の理事の選出には、理事会と社員総会の承認を受けなければならない。

第3章 理事長及び副理事長の選出

（理事長の選出）

- 第14条 理事長は、社員総会終了後に開催される理事会において、理事の投票によって選出する。

（副理事長の選出）

- 第15条 理事長は、理事の中から副理事長を指名する。
- 2 副理事長に欠員が生じた場合は、理事長は、理事会を開催して、他の理事を指名しなければならない。

（規則の変更）

- 第16条 この規則の変更は、理事会の議決によって行う。

2018 年 8 月 2 日理事会

2018 年 8 月 2 日社員総会により改定

2020 年 8 月 7 日社員総会により承認後、有効

2026 年 7 月 30 日理事会

2026 年 7 月 30 日社員総会により改定

2026 年 9 月 25 日理事会により改定